

ガバナンス研究部会（第275回）議事録

日時：2021年4月16日（金）午後3時～5時

場所：WEB会議

出席者：板垣、井上、今井、遠藤（直）、遠藤（元）、岡田、荻野、勝田、河口、
小林、嶋多、寺尾、中嶋、林、福田、古谷、水尾、山本、山脇
（計19人）

【報告等】

1 新部会員1名の入会

学会員である福田智美氏より、当研究部会入会の申し込みがあり、全員異議なく了承した。

2. 休会部員の復帰

井上部会長から、当研究部会を休会していた小畑哲哉氏から復帰の申し出があった旨報告があり、全員異議なく復帰を了承した。

3. 2021年度部会費の徴収

小林幹事より、昨年度は徴収しなかった部会費について、2021年度は部会財政の健全性確保などの観点から、徴収したいとの提案があり、全員異議なく了承した。

【定例研究発表】

1 「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）」に対する意見（案）（今井 祐部会員） ＜概要説明＞

4月6日に金融庁・東証から公表されたコーポレートガバナンス・コード（改訂案）に関するパブリックコメント募集に当部会として意見を提出したいとして、今井部会員より、その案について提案があった。その趣旨は以下のとおりである。

持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向け、取締役会の機能発揮、企業の中核人材の多様性の確保、サステナビリティを巡る課題への取組みをはじめとするガバナンスの諸課題に企業がスピード感をもって取り組むことが重要となる。また、2022年4月より東証において新市場区分の適用が開始となるが、プライム市場は、我が国を代表する投資対象として優良な企業が集まる、国内のみならず国際的に見ても魅力あふれる市場となることが期待されている。

具体的な意見表明（案）は以下の通り。

（1）原則4-8及び補充原則4-10①・・・賛成

- プライム市場の上場会社においては、「独立社外取締役を3分の1以上選任するとともに、それぞれの経営環境や事業特性等を勘案して必要と考える場合には、独立社外取締役の過半数の選任の検討が行われること」に賛成である。
- プライム市場上場会社においては構成員の過半数を独立社外取締役が占めることを基本とする指名委員会・報酬委員会の設置が重要となる。本案に賛成である。

（2）補充原則4-11①・・・文言追加

- 上場会社は、経営戦略上の課題に照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定し、その上で、いわゆる「スキル・マトリックス」をはじめ経営環境や事業特性等に応じた適切な形で社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを開示することに賛成であるが、さらに性別・年齢・国籍等が開示に加えられるべきである。
- (3) 補充原則 2-4①・・・・・文言追加
 - 取締役会や経営陣を支える管理職層においてジェンダー・国際性・職歴・年齢等の多様性が確保され、それらの中核人材が経験を重ねながら、取締役や経営陣に登用される仕組みを構築することが極めて重要である。更に、取締役会に女性1名以上が選任されるべきである。
- (4) 補充原則 3-1③・・・・・文言追加
 - 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティをめぐり取組みについて基本的な方針を策定することが求められる。加えて、上場会社は、例えば、サステナビリティに関する委員会を設置するなど具体策を明記すべきである。
- (5) 「監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理」に関する新提案
 - 「監査役候補者の選任及び監査役の解任については、その提案に当たっては、監査役会及び過半数の独立社外取締役を有する任意の指名委員会との合同会議で透明性・客観性・合理性ある協議を経て、監査役会が同意した結果を提案する。」のコードを新設する。

<討議・意見>

(原則 4-8 に関して)

- プライム市場上場会社は独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上選任することについては賛成であるが、「過半数の独立社外取締役を選任する」という文言は、取締役会をモニタリングモデルの方向に誘導することになりかねないので反対だ。
- ここでいう過半数は絶対的要件とはなっておらず、プライム市場に限られている。特段反対する必要はない。
- そもそもプライム市場上場会社におけるデュアルモニタリングシステムの導入には効果があると思う。

(補充原則 4-11①に関して)

- 監査役スキル・マトリックスも作成すべきである。
- 監査役に求められることは別途（原則 4-11）で明確にされているので、監査役スキル・マトリックスを作成する必要は薄いのではないか。
- 監査役に求められる要件は原則 4-11 に記載されているが、スキル・マトリックスに入れるとさらに分かり易くなり、株主にとって有用となるのではないか。

(補充原則 2-4①に関して)

- プライム市場上場会社では、取締役として女性1名以上が選任されるべきであるという文言を加えることについて賛成だ。（女性部会員2名含む）

(補充原則 3-1③に関して)

- ①サステナビリティ委員会の設置や②カーボンニュートラルに向けた行動計画の開

示といった文言を加えることについて、時宜にかなったものとして賛成。

- それに加えて、サステナビリティ委員会の設置のあとに、サステナビリティに関する目標設定やそれを測る指標の明示、さらにビジネスと人権に関する指導原則の導入などの文言加えたほうがいい。

(「監査に対する信頼性の確保及び内部統制・リスク管理」に関する新コード提案)

- 賛成意見多数。
- また監査役設置会社の監査役だけではなく、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役も同様であるので、文言にその旨を記載したほうがいい。

以上の意見を踏まえて、改めて今井部会員が(案)を作成して部会員に送り、その意見等を参考に、当部会として最終的な「パブリックコメント意見表明」とすることとした。

2 「監査役等の倫理的価値観はどうあるべきか」(今井 祐部会員)

<概要説明>

- コンプライアンスのグローバル・スタンダードといわれる COSO (米国トレッドウェイ委員会組織委員会) は、1992 年、「共通の内部統制の統合的枠組み」を明らかにするために、統制環境要因として誠実性(Integrity)と倫理的価値観(Ethical Values) を取上げた画期的内容を公表した。意思決定者は「何が適法か」を超えて「何が正しいか」を基礎において決めなくてはならないと述べた。
- 2002 年、米国の企業改革法(Sarbanes-Oxley Act: 我が国の金融商品取引法の源典) の第4章406条に基づき、SECは「CEO, CFO, CAO, コントローラー等のための倫理コード」の制定を間接的に強制、これを受けて2003年、NYSEの上場規則は行動準則の制定と開示を求めた。特に、「個人と職業との間における明白な利益相反を倫理的に処理することを含む、誠実で倫理的な行動」を求めた。例えば、カルロス・ゴーンは反面教師である。個人としての金銭欲・名誉欲をCEOとしての倫理観がコントロールしなくてはならないのである。
- 上場会社の監査役の倫理的価値観として、稲盛和夫の言う「誠意、正道、勇気、公正、公平、覚悟、熱意、努力、信頼、尊敬、謙虚」に「健全な猜疑心」を加えた12の徳目に、個人的に各々優先順位を付け、「何が適法であるかを超えて何が正しいか」を判断することが望ましい。監査役には議決権がない我国の監査役制度のメリットは、①独任制・独立性(4年任期)がある。②常勤制度がある。③自己監査の問題がない。④取締役会で議決権行使がないのでインセンティブとの相克がない。一方、デメリットとして、⑤人事権等の問題点(多くの場合、実質社長が監査役の人事権・解任権を握っている)や⑥議決権がないために妥当性監査に大きく踏み出しにくい。⑦海外での認知度が低い等がある。しかし、全体として安定・機能している。
- 「CGの実効性を上げるためには、制度とその運用と経営者資質の三位一体の改革・改善が必須の要件である。この観点から、監査委員についてはリスクが多いので、①原則として、取締役である監査委員の報酬はストック・オプション等の業績連動報酬を含むべきではない。運用の一環として、これを採用する場合は、株主総会の承認を

要す。②クローバック条項を導入して、不正等あった場合、3年間遡及して業績連動報酬額を返還させる等の規制が必要である。③監査委員の倫理的価値観として12の徳目や取締役としての資質・価値観に加える項目として克己心、独立心が重要である。

<討議・意見>

- 取締役である監査委員がストック・オプションを貰うべきでないという意見に賛成する。これは、監査委員は業績に対する責任よりも監査に対する責任が重いためであり、業績に対応したストック・オプションを導入すると、健全性などの観点から業績向上にストップをかけるような意見を言いにくくなる恐れがあるからである。
- コンプライアンスと倫理の関係について、コンプライアンスは最低限の倫理を示すもので法的な制裁を伴うものであるが、倫理はより幅広い概念で社会的な制裁を伴うものであると整理したほうが明確になるのではないか。
- コンプライアンスの概念はかなり幅広く捉えるべきものであり、倫理はコンプライアンスの一部であるという考え方が定着している。それに則れば、コンプライアンスの枠組みの中に、法令遵守、規程遵守、経営理念や企業行動指針に従う行動、道徳や倫理も皆含まれる。

【次回開催日】5月21日（金）午後3時 開催方法、場所未定